

部長及び参事官
殿
所 属 長

交 企 発 第 9 号
(交 指、交 規)
平成28年 1 月 5 日
30年保存 (口 訓)
本 部 長

スクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンにおける交通安全
対策要綱の制定について (通達甲)

通学路や高齢者等の交通弱者の居住生活圏における交通安全対策に関し「スクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンにおける交通安全対策要綱の制定について (例規)」(昭和50年 6 月25日高交企発第288号ほか。以下「旧例規」という。)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程 (平成27年 6 月本部訓令第18号) の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、通学路等における交通安全対策に関し別添のとおり「スクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンにおける交通安全対策要綱」を定め、平成28年 1 月15日から運用することしたので、誤りのないようになされたい。

なお、この通達甲の施行の際現に旧例規の定めるところにより指定されているスクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンについては、この通達甲の定めるところにより指定されたものとみなす。

別添

スクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンにおける交通安全対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通安全対策の重点である歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するため、地域の交通環境、生活環境等により、当該地域をシルバーゾーン、スクールゾーン又は生活ゾーンに分類・指定するとともに、それぞれのゾーンに応じた総合的な交通安全対策を実施するための措置について定めるものとする。

第2 区域の指定

1 シルバーゾーン

署長は、老人ホーム、老人憩いの家等の老人福祉施設、集会所その他高齢者の利用が多い施設を中心におおむね500メートルの範囲内の交通手段、利用道路の状況、交通事故発生状況等を勘案してシルバーゾーンを指定するものとする。

2 スクールゾーン

署長は、幼稚園、保育園、小学校及び中学校を中心におおむね500メートルの範囲内の道路交通の状況、通学・通園の状況、子供の交通事故の状況等を勘案してスクールゾーンを指定するものとする。

3 生活ゾーン

署長は、住宅区域、商店区域等における交通弱者の事故多発地又は交通渋滞、交通公害、生活侵害等の発生地を勘案しておおむね1平方キロメートルの範囲内を目途とする生活ゾーンを指定するものとする。

第3 ゾーン指定時の留意事項

ゾーンの指定は、市町村等関係機関と協議した上で決定すること。

第4 指定ゾーンにおける交通安全対策

署長は、各指定ゾーン内の交通事故傾向その他交通情勢を的確に把握分析し、人と車を分離することを基本として、別表に掲げる交通安全対策を実施するものとする。

第5 資料の整備

署長は、各指定ゾーンの道路状況、交通安全対策等の実態を把握するため、別記様式の指定ゾーン交通安全対策カードを作成するとともに、その写しを交通企画課を經由して本部長に送付して報告しなければならない。

別表（第4関係）

スクールゾーン、生活ゾーン及びシルバーゾーンにおける交通安全対策

| 項目 | 交通安全対策 |
|--------|--|
| 交通安全広報 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ゾーン内の地域住民に対し、交通事故防止についての関心を高めさせ、交通安全への環境づくりに参加させる。 2 運転者に対し、ゾーン内は交通事故防止のための特定区域であることを認識させ、安全運転を励行させる。 3 市町村、交通安全指導員、教育委員会、交通安全協会等関係機関団体の交通安全対策を促進する。 |
| 交通規制 | <ol style="list-style-type: none"> 1 通学路、生活道路、買物道路及び市街地における道路幅員がおおむね3.5メートル未満の道路については、原則として、「歩行者専用」又は「自転車及び歩行者専用」の道路として規制を強化し、終日又は時間を限って車両の通行禁止の措置を推進する。 2 1により規制を強化する道路以外のゾーン内の道路にあつては、一方通行、指定方向外進行禁止、大型自動車通行止等の交通規制により、通過交通による交通事故の防止を推進する。 3 子供及び高齢者の歩行者並びに自転車利用者を保護するため、歩道又は路側帯の設定及び拡幅を促進するとともに、横断歩道、自転車横断帯の交通規制及び押ボタン信号機等の設置の見直しを積極的に実施する。 4 ゾーン内の交通の安全性を高めるため、一時停止、駐(停)車禁止、低速度の速度制限等の交通規制の充実及び強化を図る。 |
| 安全施設 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村等に対し、スクールゾーン、シルバーゾーン関係の標識及び標示の設置を要請し、各ゾーンの明確化を図る。 2 ゾーン内にある道路については、道路管理者に働きかけ、コミュニティー道路の設定や歩道、防護柵、車道外側線、道路照明灯、カーブミラー、ガードレール等の設置、路面舗装改修、側溝の有蓋化、歩道切下げによる段差解消等の |

| | |
|------|--|
| | <p>対策の促進を図り、安全で快適な道路交通環境を醸成する。</p> <p>3 鮮明な標識及び標示の設置並びに信号機の新設・改良（機種の高性能化、灯器の増灯等）に努める。</p> <p>4 既設の交通安全施設は、常時点検・整備を行い、適切な運用管理を行う。</p> |
| 街頭活動 | <p>1 歩行者保護のため、街頭指導の強化を図り、特に違法駐車、道路不正使用については、重点的な取締りを実施する。</p> <p>2 交通安全指導員、P T A等の街頭指導体制の強化を促進する。</p> |

(別記様式省略)